

地域経済活性化と労働組合の課題

川村 好伸

2015年7月評議員会で「地域活性化大運動」を提起

全労連は、2012年の第26回定期大会において「安全・安心社会をめざす大運動」（全労連大運動）のとりくみを提起し、憲法擁護などのたたかいを中心に諸団体との懇談などのとりくみをすすめてきた。2015年7月の第52回評議員会では、全労連大運動の中心課題として「地域活性化大運動」のとりくみを提起した。第52回評議員会議案では、2015年度の運動の重点として「地域活性化を柱に対話と共同を推進し、全労連大運動を飛躍させる」の項において以下の提起を行った。

○格差と貧困の加速度的な拡大と地域経済の深刻な行きづまりのもとで、アベノミクスへの対抗軸として、すべての働く人々の賃上げ・底上げの課題とともに、地域経済活性化、持続可能な地域づくりのとりくみを推進し、飛躍をつくりだす。全国一律最賃制の実現を求める運動の本格化を軸にした社会的な賃金闘争を戦略的な課題として強化し、最賃・公契約、公務賃金改善、中小企業支援の強化を一体的に推進するなど、地域における賃金

の下限規制と地域経済活性化を求める創意あるとりくみを推進する。

そのため、全労連大運動の中心的課題である諸団体との対話・懇談運動を系統的に推進し、自治体や諸団体との一致点をひろげる。アベノミクスと経済のグローバル化への対抗としての“地域”を特別に重視し、暮らしをまもる草の根の共同を強化しながら、単産と地域の要求を統一的に練り上げ、全労連組織の特性をいかした公務・公共サービスの拡充と底上げを求めるとりくみを単産と地域、官と民が一体になって推進する。

また、同評議員会の「2015年秋季年末闘争方針」で「持続可能な地域社会への転換を求めるとりくみの抜本強化」として、以下のとりくみを提起した。

○地域経済活性化、持続可能な地域づくりのとりくみを、今後の全労連運動の戦略的な課題として抜本的に強化していく。

最低賃金・公契約・公務賃金改善など賃金の底上げと中小企業支援の課題を、雇用安定・社会保障拡充の課題とも結合させて合意づくりを推進し、地域の経済界や保守層を含む広範な団体・個人との

共同を前進させる。

全労連大運動の具体化として、諸団体との対話・懇談運動をいっそう強化し、系統的な対話のとりくみにしていく。中小企業支援、持続可能な循環型地域づくりを軸に、署名やシンポジウムなどにとりくむ。各県ごとに共同の典型例づくりを重視して具体化を推進する。

○加盟組織との連携のもとに、単産や地域の要求を寄せあい、地域循環型社会への転換を求める政策化と合意づくりを推進する。また、全労連としての地域政策づくりを強める。

このとりくみを、政府がすすめるローカル・アベノミクスや道州制、地方創生などへの反撃としても重視し、大きな共同をめざす。公務単産との連携を強めながら、公務・公共サービスのリストラ、民営化に反対するとりくみを強化し、公務・公共サービスの住民本位の拡充を求める反撃へとつなげていく。11月8日に公務部会と民間部会の共同のとりくみとして、全労連主催による地域再生シンポジウムを開催する。

アベノミクスと円安政策によって、大企業と多国籍大企業は大きく収益を上げているが、国民・労働者のくらしと地域経済は悪化し続けている。少子高齢化と人口流出で、地方・地域の経済は疲弊し、商店街は“シャッター通り”、駅前の大規模店舗も相次いで撤退。高齢者を中心に“買い物難民”“医療難民”が急増し、高齢者施設では働き手がなく、施設閉鎖が相次いでいる。工場の移転・撤退、中小商店の休・廃業もとまらず、地域の拠点

であった学校の統廃合もすすんでいる。

全労連は、国民経済の健全な発展のために、大企業優先・輸出偏重の経済から内需拡大・地域振興・中小企業中心の経済へ転換し、雇用と労働条件を改善することが必要として、社会保障の充実と、安全・安心で住み続けられるまちをつくることをめざしている。そのために、地域間格差の解消、地域循環型経済の構築、そして人口減少と地方・地域の高齢化・過疎化に歯止めをかけ、どこでもだれでも安心してくらせる社会をめざすとした「地域活性化大運動」を提起しとりくんでいる。これは、国が進める「日本の姿」に真っ向から対抗する“地域づくり”の大運動でもある。

全商連などとの共同でシンポジウムを開催

「地域活性化大運動」のとりくみの柱は、①最賃・公契約・公務賃金改善など賃金底上げの「社会的な賃金闘争」と、暮らしをまもる最低保障の確立を求めるとりくみを総合的に推進し、内需拡大につなげていく、②中小企業支援の抜本的な強化、持続可能な地域づくりをすすめ、地域を活性化させていく、③総対話・懇談運動を推進し、労働組合と中小企業団体などとの共同を飛躍させる、の三点であった。そして、1万団体を目標にした対話・懇談運動をすすめるとし、具体的には、①中小企業団体・商店街を中心とした懇談運動、②自治体を中心とした懇談運動、③シンポジウムの開催などにとりくむこととした。

全労連は2015年7月、全商連と東京地評の三者の実行委員会による第1回目の「中小企業を元気に！シンポジウム—循環型の地

域経済・社会の実現にむけて」を開催した。シンポジウムでは、京都大学大学院の岡田知弘教授が、①アベノミクスの経済政策である大企業優遇の施策は、中小企業の発展と労働者の賃上げにはつながらないこと、②大企業減税が行われる一方で外形標準課税の拡大やさらなる消費税増税が行われようとしており、それが行われれば中小企業には大打撃になること、③地域経済を支えているのは99%にのぼる中小企業であり、その振興と支援なしには地域経済は疲弊すること、④地域経済を再生するためには、中小企業で働く労働者の賃上げと雇用の安定が必要なこと、⑤「地方創生」と言われているが、政府がすすめる「地方創生」はさらなる自治体合併がねらいであり、地域経済を再生することにはつながらないこと、などを明らかにした。

そして、中小企業家同友会の広浜泰久幹事長（当時）、大田区蒲田民商の佐々木忠義副会長、世田谷地区労の中村重美議長、福島県大玉村の浅和定次前村長の4人のパネラーと岡田教授のコーディネートによるシンポジウムで、循環型地域経済や中小企業振興条例、公契約条例のとりくみ、中小企業の実態、自治体の地域振興などの課題を深め合った。

同年11月には、全労連公務部会と民間部会の協力のもとで「憲法をいかす地域の再生を考えるシンポジウム」を開催した。また、「中小企業を元気に！」のシンポジウムは2016年2月に第2回、同年11月に第3回を開催した。実行委員会には東京土建と東京商工団体連合会、全国一般、JMITUを加え、副題を「地域の活性化で企業も労働者も元気に」として実施するなど7団体で企画を工夫した。

この間のシンポジウムでは、中小企業家同

友会から毎回パネラーとして参加していただき、中小企業振興基本条例運動をはじめとする中小企業のとりくみを報告いただいている。また、公契約条例の推進について、世田谷地区労の中村重美議長から条例制定の経緯や制定後の運用などについて報告いただき深め合うことができた。実行委員会メンバーである全商連からは、住宅リフォーム助成制度の創設と活用や小規模企業振興基本法の活用など、小規模商工業者による地域活性化のとりくみが報告された。東京土建からも耐震改修での安心・安全なまちづくりのとりくみなどが報告された。

第3回のシンポジウムでは、世田谷区の保坂展人区長が特別報告を行い、建設産業の関係団体との協議や位置づけ、公契約条例、住民による地域づくりなど、区長による住民や労働組合との懇談を含めた多彩なとりくみに共感が広がった。なお、第4回となるシンポジウムを2018年1月25日に予定しているが、世田谷区の産業政策部長がパネラーとして参加いただくことになっている。

「地域活性化大運動」の柱である「社会的賃金闘争」

全労連がすすめている「地域活性化大運動」の柱である「社会的賃金闘争」は、企業内のたたかいだけでは突破できない低賃金を、職場と地域と一体となって賃金の底上げをすすめる運動として、1)「最低賃金アクションプラン」を柱とする最低賃金法改正と、毎年行われる目安審議にむけた最低賃金引き上げのたたかい、2) 公契約適正化のたたかい、3) 公務員賃金の改善のたたかい、の3つを

当面の重点課題と位置づけている。

〈全国一律最低賃金制の実現をめざすとりくみ〉

地域活性化のとりくみで全労連が重視している課題の一つは最低賃金の改善であり、当面する「今すぐ1000円」のとりくみに加えて、全国一律最低賃金制度の実現が重要な課題である。あわせて、公契約適正化と条例の推進、公務員賃金の改善など、総合的な賃金底上げの課題である。そして、中小企業支援の強化も欠かせない課題である。

全国一律最賃の課題については、労働総研クォーターリーNo.105（2017 春季号）で特集されているので参照いただきたい。そこで紹介されている静岡県評や京都総評のとりくみは、全国の運動をけん引する先進的なものであるが、各地方・地域労連では秋または春に自治体キャラバンにとりくんでいる。そこでは、全国一律最賃制確立や最低賃金の引き上げとともに、自治体で働いている非常勤職員や非正規雇用労働者の賃金改善や公契約条例の制定にむけた要請が行われている。

例えば、全労連東北・北海道ブロックは、3年まえから道労連と東北6県のローカルセンターによる「最賃キャラバン」行動を5・6月に実施している。各労働局や各団体との懇談・要請、街頭宣伝、交流集会などにとりくみ、中小零細企業への支援の拡充と合わせて「最賃の大幅引き上げは復興のためにも重要な柱の一つ。地域間格差を是正させ、いますぐ1000円、そして1500円へと最賃引き上げを実現しよう」と奮闘している。同時に、長年にわたって各地方労連による自治体キャラバンがとりくまれてきたもとで、秋田県は「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を国に対して重点課題として要

望している。山形県は厚労省に対して「都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引き上げによって影響を受ける中小・小規模業者への支援の充実を図ること」を要望している。また、福島地方最低賃金審議会は2016年8月、最低賃金の改正にかかる意見において「政府におかれては、社会保険料の減免等のより即応性・実効性の高い施策の実施についても積極的に取り組んでいただくよう要望する」ことを明記している。岩手県議会は17年3月22日、「早期に最低でも800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達させること」「全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」「中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業及び中小企業で働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を創設すること」などの最低賃金改正等に関する意見書を採択している。

岐阜県では、春闘共闘による自治体キャラバン行動が毎年とりくまれているが、今年10月のとりくみでは忌引き休暇制度のなかった自治体が有給で制度化していたり、無給ではあるが育児休業や育児時間、病気休暇などを新設する成果が報告されている。また、毎年のキャラバン行動で教育委員会の姿勢を変化させ、市町村費採用講師の処遇改善も前進している。

こうした地方でのとりくみとあわせて、今年6月22日には国民春闘共闘・全労連・東京春闘共闘として「全国一律最賃制度を求め一日行動」を実施した。厚生労働省に対しては、最低賃金の地域間格差について、被災

地の実態と低賃金の問題、県外転出者の多くが20歳から30歳で地域から若者がいなくなる問題など地方の実態を示した。また、3年間で180自治体から307件の最低賃金の引き上げや格差の解消を求める意見書が厚労省にだされているとして最低賃金制度の改善を求めた。しかし、厚労省の回答は、「最高額に対する最低額の割合は縮小している」「地域の実態がどうであろうが、審議会は最低賃金法の3要件にもとづいて適正に判断している」と木で鼻をくくったものにとどまっている。

中小企業庁には「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める」1,489団体の署名を提出して要請を行った。中小企業庁は、価格転嫁を阻害する行為に対する監督指導の強化については「下請関係法令の周知徹底を図る。生産性向上を支援することが重要。下請けのヒアリングを行いしっかり対応していきたい」、公契約法の制定については「賃金労働条件は労使が決定するもの。官公需基本方針において発注者による人件費の確保を図っていく」、買いたたきなどの違反事例については「慎重に調査し、検査に入る場合には下請名簿を出させるなど特定されないように対応する」と回答した。

一日行動では、ファミリーマート本社と最低賃金やコンビニの労働条件について懇談を行った。ファミマ本社側からは、直営店・フランチャイズ店ともに最賃をベースに賃金を決めていること、賃金や福利厚生に大きな差は設けていないこと、自爆営業などの法違反の事例が確認されれば各店舗に迅速に指導し違法状態がないようにしていること、などの説明を受けた。全国どこでも月額22万～24

万円が必要との最低生計費調査の結果をもとにした最賃の1000円引き上げ要求については、フランチャイズオーナーの利益を確保するためには賛同できないとしたが、健康で文化的な生活のためにはそのくらいは必要との認識も示された。

〈公契約条例の制定による適正化のとりくみ〉

公契約適正化のとりくみは、1)公務で働く非正規やアウトソーシング先で働く労働者の賃金が最低賃金に張りついてきていること、2)行政が低賃金を誘導することで、民間の賃金にも悪影響を及ぼしていること、3)地方・地域によってはそのエリアの最大の経済活動である公共発注が、地域に循環されず、それが地域の経済の疲弊を招いていることなどを改善するために、公契約を適正化することで、地域経済の活性化に寄与できるという視点から地域活性化大運動の一つとして力を入れている。

運動の基本は、地方・地域での労働組合や業者団体などとの共同と自治体への働きかけに重点が置かれるが、公共発注に関係している単産は直接影響がでる分野である。また、直接に公共発注にかかわらない産別でも、地域経済の活性化と賃金の底上げは、すべての労働者の労働条件改善に役立つものである。

自治体キャラバンなどで公契約条例の制定を求める要請などが各地方でとりくまれているが、公契約適正化の要である「賃金下限規制」を含む条例は19自治体で制定されている。入札要綱による適正化は17自治体、「賃金下限設定」条項がない理念条例（基本条例）も20自治体（6県・14区市：高知市は理念条例を本条例に改正）、全体で55自治体に広がっている（表、2017年11月現在）。

全労連は、このとりくみの強化をめざして2017年11月14日に公契約適正化運動交流集会を開催した。元日本大学教授で世田谷区公契約審議会の公益委員である永山利和氏が講演し、公契約条例の法的位置、その効果と可能性などについて、世田谷区での実際のとりくみを交えつつ、「2018年4月から世田谷区の非正規労働者の賃金下限額が1050円になる」と報告した。

集会では、草加市の公契約適正化運動実行委員会による条例制定後の運動について、また、直方市の公契約条例施行から3年経過のもとでの業者と労働者のアンケートの結果について報告があり、公契約条例の有効性が示された。参加者からは、自治体キャラバンで設計労務単価と実支払賃金との格差を指摘して公契約条例の必要性を訴えているなどの発言があった。

地域経済に大きな影響を持つ公務・公共サービスで働く労働者の労働条件が、「安かろう、悪かろう」ではなく、住民の安心・安全やいのちを守る業務に働く人たちに適正な労働条件を確保するために、公契約条例を制定し、地域経済を元気にして、人口流出を止めることが求められている。

とくに、公的サービスに従事する非正規労働者の賃金が最低賃金に張りついている状況から、公務・公共サービスに相応しい労働の価値を実現し、それに見合う賃金・労働条件を構築する運動として力を入れることが重要となっている。

公契約条例は、受注業者を拘束するものではなく、公的サービスの質的向上、そこで働く労働者の労働条件の改善、適正な取引ルールを確立するためのものであり、行政として

適正な発注を行うことを宣言し、その決意を市民に示すものであることを周知していくことが求められている。

「地域活性化大運動」を発展させるための課題

(1)「全国最賃アクションプラン」を軸にした「社会的な賃金闘争」の強化を

〈「全国最賃アクションプラン」のとりくみの強化〉

全国一律最低賃金制度の実現をめざす最低賃金法改正のたたかいは、最低賃金の引き上げ運動と関連しつつも、それとは一線を画した運動として「全国最賃アクションプラン」の2年目のとりくみを強化する必要がある。

具体的なとりくみとして全労連は、「全国最賃アクション学習リーフ」を活用した10万人大学習運動を全国で推進し、すべての単産・単組、地方・地域労連が最賃闘争を運動の軸に据えること、そして、自治体首長や議会との懇談をすすめる、全国一律制度の世論をつくるため各地方の3割以上の議会での意見書採択をめざすことを提起している。

また、「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める団体署名」とセットで、100万人目標の「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」のとりくみを加速させることが重要である。

〈最低賃金引き上げの運動の強化〉

「最低賃金を1000円以上に」「めざせ1500円」など、最低賃金の大幅引き上げを求める運動と声は日々広がっている。東京をはじめ北海道・横浜・愛知・京都・大阪などでデモ行進も行われ、共感を呼んでいる。

最低賃金改定が募集時給に影響する割合は大阪府で48%、神奈川県で44.3%と、広範な労働者の賃上げにつながるという調査結果もある。地方労働局や最低賃金審議会との交渉・要請・懇談、意見陳述、署名、宣伝などにとりくみ、毎年の積み上げをめざすことが重要である。

最低賃金は、非正規労働者だけの課題ではない。高卒の国家公務員の初任給は、地域手当がなければ147,100円であり、時間額に換算すると876円/時間となる。実際、神奈川県では、国家公務員の初任給が地域最低賃金を下回る事態が生じており、地域間格差の是正とともに、賃金底上げのたかひとして強化することが求められる。

〈公契約適正化の運動〉

かなり多くの地方議会の議論において、保守系も含めて公契約条例についての質問が行われている。それだけ公共調達や公共工事、委託事業などでの問題が深刻になっていることをあらわしている。

しかし、議会質問や自治体キャラバンなどでの要請に対する当局側の回答は、1) 公契約に問題はあるが、労働条件は労使関係で決めるものであり、官として民々契約に介入することはできない。条例は考えていない、2) 公契約に問題があることは深刻にとらえている。総合評価方式や入札制度などを見直して、受注業者にも適正な賃金を支払うようお願いしている。条例までは考えていない、3) 公契約は大いに問題があり改善が必要だ。それを改善するために、行政として公契約条例を検討している。しかし業界団体などの抵抗があり、なかなかスムーズにすすんでいない、の3パターンに分かれている。

行政当局がいずれの回答をしているか、内容をしっかりつかみ、具体的対策の検討が必要である。

運動をすすめるにあたっては、公契約条例での賃金下限設定の必要性や公契約条例のメリットなどについて、組織内の学習と地域を巻き込んだ学習が重要である。そして、地方議会や行政当局に対する陳情や要請などとあわせて、建設業協会やビルメン協会など関係する業界団体と懇談することなどが求められる。

〈公務員賃金の引き上げと適正化〉

社会的規範性のある公務員賃金（正規・非正規労働者とも）を引き上げるとりくみも重要である。公務労働者の賃上げが民間労働者の賃金引き上げにつながる好循環をもたらし、引き上げられた賃金が消費に回ることによって、地域経済を活性化させることになる。

また、公務非正規労働者の「同一労働同一賃金」や均等待遇のとりくみとあわせて、公務非正規労働者や委託労働者などの組織化へと結びつけることが重要である。

(2) 地域での対話と懇談活動の強化を

「地域活性化大運動」は、賃上げと中小企業の支援で持続可能な地域経済、地域循環型の経済・社会を求める世論と合意を広げるとりくみである。

賃金の底上げや中小企業・小規模事業者支援の強化、地場産業・農林漁業の振興、雇用の安定と社会保障・教育の充実、税制のあり方の見直し、安全な公共交通の再生、安全・安心の公務・公共サービスの拡充など、諸課題を統一してとりくみを推進し、世論と共同をひろげることが重要である。また、原発ゼ

ロ・地球温暖化対策の課題も、再生可能エネルギーへの転換など地域循環型の経済・社会をめざす運動であり重視する必要がある。

具体的には、すべての働く人々の賃金の底上げと雇用の安定、中小企業・農林漁業支援の強化をすえて、「地域（人々）の懐をあたため、内需拡大による地域経済の再生」を求めるべく大きな合意づくりをすすめることが重要である。あわせて、社会保障解体攻撃が強まり、格差と貧困が深刻化しているもとで、社会保障や教育の拡充を求めるとりくみなど、暮らしをまもる課題についても合意づくりが求められる。

また、巨額の内部留保をため込んでいる大企業の社会的責任を問い、下請けいじめの一掃、単価改善を求めるとりくみとあわせて、下請け二法や独禁法の改正をはじめ、人件費等の経費が単価に適切に反映される仕組みづくりなども共通の課題となるものである。

さらに、TPP11や日欧EPAなどの貿易自由化協定、消費税10%増税の問題、農業者への所得補償制度の復活、食と農、水の問題など、対象団体の実情に合わせた対話で一致点を確認することが重要である。

2月の地域総行動などで思い切って地域に足をだし、地域の商工業者や中小企業団体などとの対話と懇談を旺盛にすすめ、労働組合として地域の課題を把握し、共同したとりくみに積みあげていくことが運動発展のカギを握っている。

（かわむら よしのぶ・全労連常任幹事）

公契約条例の広がり

地 方	数	自治体名	採 択 日
北海道	4	○旭川市	2016年12月
		★函館市	2001年4月
		★名寄市	2012年4月
		★北見市	2013年12月
岩手県	1	○岩手県	2015年3月
秋田県	1	○秋田市	2013年3月
山形県	1	○山形県	2008年7月
福島県	1	○郡山市	2016年12月
群馬県	1	○前橋市	2013年3月
埼玉県	3	◎草加市	2014年10月
		◎越谷市	2016年12月
		★富士見市	2014年4月
千葉県	3	◎野田市	2009年9月
		◎我孫子市	2015年3月
		★流山市	2015年2月
東京都	13	◎多摩市	2011年12月
		◎国分寺市	2012年6月
		◎渋谷区	2012年6月
		◎足立区	2013年9月
		◎千代田区	2013年9月
		◎世田谷区	2014年9月
		○江戸川区	2010年4月
		★日野市	2008年9月
		★新宿区	2009年4月
		★小平市	2011年4月
		★杉並区	2012年3月
		★台東区	2013年4月
		★港区	2016年4月
神奈川県	3	◎川崎市	2010年12月
		◎相模原市	2011年12月
		◎厚木市	2014年3月
長野県	1	○長野県	2013年3月
石川県	1	○加賀市	2016年3月
岐阜県	2	○岐阜県	2015年3月
		○大垣市	2016年3月
愛知県	5	○愛知県	2016年3月
		★豊田市	2006年6月
		◎豊橋市	2015年12月
		○碧南市	2017年3月
		★豊川市	2017年2月
三重県	1	○四日市市	2014年9月
京都府	1	○京都市	2015年10月
大阪府	2	★豊中市	2006年4月
		★茨木市	2014年12月
奈良県	2	○奈良県	2014年6月
		○大和郡山市	2014年12月
兵庫県	5	◎三木市	2014年3月
		◎加西市	2015年3月
		◎加東市	2015年6月
		○尼崎市	2016年10月
		★宝塚市	2015年7月
香川県	1	○丸亀市	2016年3月
高知県	1	○高知市	2011年8月
		◎高知市	2014年9月
福岡県	1	◎直方市	2013年12月
佐賀県	1	★佐賀市	2012年12月
22地方	55	◎：本条例、○：理念条例、★：指針	